



金 沢 市 公 報

第 2 9 2 0 号

平成29年(2017年)11月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の変更について (道路管理課)	10
● 告 示		○道路の供用の開始について (")	11
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	● 公 告	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○予防接種を行う医師について (健康政策課)	11
○物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課)	3	○土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	12
○役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (")	5	○土地区画整理組合の解散の認可について (")	12
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	9	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	12
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	10	● 教育委員会告示	
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	10	○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	12
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	10	● 監査公表	
		○監査公表(第15号) (監査事務局)	13
		● 農業委員会告示	
		○平成29年第11回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	15

告 示

●金沢市告示第349号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 117台
 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成29年10月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成29年11月21日から平成30年2月20日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第350号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	12台
金沢駅前自転車等放置禁止区域	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
北塚町地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	7台
堀川町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
米泉町10丁目地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台
広坂1丁目地内	自 転 車	1台
三馬2丁目地内	自 転 車	1台
窪6丁目地内	自 転 車	1台

広坂2丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
横川3丁目地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	2台
片町1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成29年10月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成29年11月21日から平成30年5月20日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第351号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成30年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成27年告示第344号（物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までの全てに該当する者とします。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

(2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 本店の所在地
- (2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数
- (2) 年間平均販売高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 指名停止状況
- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (6) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、平成30年1月9日から同月25日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 平成29年10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 平成29年12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要
1	営業品目調書	
2	物品納入実績調書	
3	国税に係る納税証明書	法人 法人税、消費税及び地方消費税
		個人 所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。
5	身分証明書	個人に限る。
6	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)
7	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	
8	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。
9	役員の兼務及び資本関係調書	
10	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
11	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。

12	金沢市入札参加申請登録票
----	--------------

※ 本市外に本店を有する個人にあっては、所得税確定申告書の写し等の本店の所在地が分かるものを提出してください。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成27年告示第344号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成30年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成27年告示第345号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までの全てに該当する者とします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。）

業 務 の 種 類		者
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者

	オ 補償コンサルタント業務		補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	
イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者	
	浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者	
ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者	
	その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあつては、石川県公安委員会に届出書を提出した者	
エ	設備運転監視業務		
オ	設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
		電気設備保守点検業務（高圧）	電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する者
		電気設備保守点検業務（低圧）	
		空調設備保守点検業務	
		ボイラー設備保守点検業務	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士又はボイラー整備士を有する者
		エレベーター設備保守点検業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士、同条第3項の規定による二級建築士若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者又は一級建築士、二級建築士若しくは昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者を有する者
		自動ドア設備保守点検業務	
カ	その他建物管理業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者

(3) 樹木等管理業務		
(4) 賃貸借業務		
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができるものとされた同法による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を提出した者
	ウ ホームページ作成業務	
	エ データ入力業務	
	オ 会場設営業務	
	カ 印刷業務	
	キ マイクロフィルム撮影業務	
	ク 各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
ケ その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者	

(2) 次のア及びイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

(1) 本店の所在地

(2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

(3) 本市外に本店を有する者にあつては、客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）に規定する事項

(2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目

ア 営業年数

- イ 完成業務高
- ウ 自己資本額
- エ 自己資本比率
- オ 流動比率
- カ 従業員数

(3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値
- イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (8) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、平成30年1月9日から同月25日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 平成29年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 平成29年12月31日
- 4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。
 - (1) 第2の(1)の表に規定する者（共通）

書類番号	添付書類	摘 要	
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
2	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。	
5	営業所一覧表	本市内に本店のみを有する者にあつては、提出を省略することができる。	
6	商業登記簿謄本	法人に限る。	
7	営業経歴書、身分証明書	個人に限る。	
8	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書
9	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
10	業務実績調書		
11	総括表		

12	主観的事項に関する調査票	本市内に本店を有する者に限る。
13	役員の兼務及び資本関係調書	法人に限る。
14	金沢市入札参加申請登録票	

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

- ア 技術職員名簿等
- イ 希望業務調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

- ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

- ア 総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知の申請を行っていない者にあつては、提出は不要とします。）

(5) 第2の(1)の表の(4)及び(5)に規定する者

- ア 取扱調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成27年告示第345号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

朝霧台町会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦と、会内外の諸団体との連携をはかり、地域住民の福祉向上と生活環境の整備・発展に寄与することを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
朝霧台1丁目	全域
朝霧台2丁目	全域

4 主たる事務所

金沢市田上本町ヲ103番地2

5 代表者の氏名及び住所

吉田 幸生

金沢市朝霧台1丁目109番地

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成29年11月21日

●金沢市告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
竹多歯科医院	金沢市諸江町上丁307番地12	平成29年6月21日
さくら内科クリニック	金沢市元町2丁目6番10号	平成29年10月1日

●金沢市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
竹多歯科医院	金沢市諸江町上丁307番地12	平成29年6月20日
さくら内科クリニック	金沢市元町2丁目6番10号	平成29年9月30日

●金沢市告示第356号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102707	放課後等デイサービス ピース	金沢市新神田1丁目10番44号	株式会社TRZ	金沢市新神田1丁目10番44号	児童発達支援放課後等デイサービス	特定無し	平成29年11月1日

●金沢市告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年11月21日から同年12月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	二塚 23号 古府町線 7号	古府 2 丁目 251番 1先から	旧	2.4	15.6
		古府 2 丁目 251番 1先まで	新	5.0	15.6
一般市道	二塚 23号 古府町線 8号	古府 2 丁目 251番 3先から	旧	3.7	11.5
		古府 2 丁目 251番 3先まで	新	5.0	11.5
一般市道	二塚 23号 古府町線 15号	古府 2 丁目 251番 1先から	旧	3.7~3.8	46.2
		古府 2 丁目 251番 3先まで	新	5.0	46.2

●金沢市告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年11月21日から同年12月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
二塚 23号 古府町線 7号	古府 2 丁目 251番 1先から	平成29年11月21日
	古府 2 丁目 251番 1先まで	
二塚 23号 古府町線 8号	古府 2 丁目 251番 3先から	平成29年11月21日
	古府 2 丁目 251番 3先まで	
二塚 23号 古府町線 15号	古府 2 丁目 251番 1先から	平成29年11月21日
	古府 2 丁目 251番 3先まで	
大徳 26号 藤江北3丁目線 11号	藤江北 3 丁目 337番 先から	平成29年11月21日
	藤江北 3 丁目 333番 先まで	
小坂 68号 柳橋町線	柳橋 町 丙 14番 5先から	平成29年11月21日
	柳橋 町 甲 47番 3先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
森田 祐二 浦田 哲郎	浦田クリニック	金沢市広岡3丁目3番70号
松浦 絵里香	恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により次の土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

施行者の氏名	事業施行期間	施行地区	土地区画整理 事業の名称	事務所の 所在地	施行認可 の年月日	変更認可 の年月日
共同施行代表者 金沢市横山町18番60号 池田弘晶	平成28年2月1 日から平成31年 3月31日まで	金沢市横山町 の一部	金沢市横山町地区 土地区画整理事業	金沢市横山町 18番60号	平成28年 1月28日	平成29年 11月10日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理組合の名称
金沢市野田土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日
平成29年11月10日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市高島1丁目178番1、178番4から178番11まで、181番1及び181番3から181番6まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一	道路 金沢市高島1丁目178番1、178番4、178番5及び181番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市高島1丁目178番6

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第11号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成29年11月21日

金沢市教育委員会委員長 野 口 弘

表中

史跡	かなざわじょうそうがまえあと 金沢城惣構跡	33,901平方 メートル	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 他1名	指定平成20年12月26日	を
史跡	かなざわじょうそうがまえあと 金沢城惣構跡	34,167平方 メートル	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 他1名	指定平成20年12月26日	に

改め、同表に次のように加える。

建造物	ほんりゆうじほんどうさんもんどべいしやうろうつけたりむなふだ 本龍寺本堂・山門・土塀・鐘楼附棟札	4棟	金沢市金石3丁目2番23号 宗教法人本龍寺	指定平成29年11月21日
		1枚		

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成29年11月21日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 横 越 徹
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
株式会社金沢商業活性化センター	金沢市南町4番47号	経済局 商業振興課
北陸名鉄開発株式会社	金沢市彦三町2丁目5番27号	都市整備局 市街地再生課
安原工業団地協同組合	金沢市打木町東1400番地	経済局 ものづくり産業支援課
住吉工業協同組合	金沢市北安江3丁目11番20号	経済局 ものづくり産業支援課

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、横越 徹、中西利雄

3 監査の対象範囲

平成28年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成29年度及び平成27年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

平成29年7月11日から同年11月10日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

株式会社金沢商業活性化センター	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、振替伝票、領収書等証拠書類
北陸名鉄開発株式会社	定款及び経理規程等諸規程、決算等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為伺書、公の施設の管理に関する協定書

安原工業団地協同組合	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為伺書、公の施設の管理に関する協定書
住吉工業協同組合	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為伺書、公の施設の管理に関する協定書

7 団体の概要

(1) 株式会社金沢商業活性化センター

ア 設立及び目的

金沢市、金沢商工会議所及び商業者等が一致協力して行う商業振興策等を一体的に推進することにより、中心商業地の活性化を図る。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

資本金46,000千円のうち、23,000千円（出資割合50%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成28年度）

株式会社金沢商業活性化センター事務局運営事業	4,400千円
新幹線開業後における金沢中心商店街モデル事業	1,000千円
金沢まちなかパーキングネット普及促進事業	500千円
金沢中心商店街5タウンズ集客促進事業	4,500千円
金沢中心商店街来街者動向調査事業	1,000千円
金沢まちなか情報発信事業	2,500千円
むさし集客促進事業	4,500千円

(2) 北陸名鉄開発株式会社

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（平成28年度）

指定管理委託料 64,972千円

施 設 名
※金沢駅東駐車場、※武蔵地下駐車場

※印は実査を行った施設である。

(3) 安原工業団地協同組合

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（平成28年度）

指定管理委託料 5,805千円

施 設 名
※金沢市異業種研修会館

※印は実査を行った施設である。

(4) 住吉工業協同組合

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（平成28年度）

指定管理委託料 7,437千円

施 設 名
※金沢市ものづくり会館

※印は実査を行った施設である。

第2 監査の結果

- 1 株式会社金沢商業活性化センター
出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。
- 2 北陸名鉄開発株式会社
公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。
- 3 安原工業団地協同組合
公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。
- 4 住吉工業協同組合
公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成29年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
平成29年11月27日午後3時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
 - (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (4) 非農地証明願について
 - (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
 - (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

◎正 誤

○平成29年9月21日付け金沢市公報第2914号

頁	箇 所	誤	正
7	上から2行目	金沢市農業委員会告示第9号	金沢市農業委員会告示第10号

○平成29年10月23日付け金沢市公報第2917号の2

頁	箇 所	誤	正
1	上から1行目及び2行目	所在地の変更	事業の廃止
1	上から3行目及び4行目	事業の廃止	所在地の変更

○平成29年11月1日付け金沢市公報第2918号

頁	箇 所	誤	正
12	下から1行目及び2行目	平成26年度 若丸排水池（1号池）耐震補強工事	平成26年度 若松排水池（1号池）耐震補強工事
		平成26年度 若丸配水池（1号池）耐震補強工事	平成26年度 若松配水池（1号池）耐震補強工事

平成29年(2017年)11月21日 印刷
 平成29年(2017年)11月21日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄